

PART 762
RECORDKEEPING
記録保管

Sec.		Page
762.1	適用範囲	1
762.2	保管すべき記録	1
762.3	記録保管要求事項から免除された記録	3
762.4	要求される記録原本	4
762.5	原本記録の複製	4
762.6	保存期間	5
762.7	記録の提示及び点検	5

Part 762 (第762章) 一記録保管**§ 762.1 適用範囲**

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。

(a) 本章の対象とする取引

本章の記録保管条項は、次の取引に適用される：

- (1) EAR § 760 で定める制限的取引慣行若しくはボイコットに関与する取引；
- (2) 米国からの貨物、ソフトウェア又は技術の輸出、及び米国から輸出された品目の知られている再輸出、積替え若しくは転用；
- (3) カナダへの輸出であって、取引のいずれの段階においても、米国若しくはカナダ以外の国の者がそれに利害関係を持つことが明白な場合、或いは輸出に含まれる品目がカナダから他の外国へ再輸出、積替え若しくは転用されることが明白である場合；又は
- (4) EAR の対象となるその他の取引（限定されるものでないが、EAR § 736.2 (b) (7) 及び § 744.6 に記載されている拡散が懸念される最終需要者に向けて或いは当該最終需要者に代わって行われるサービス、輸送及びその他の行為に対する禁止事項を含む）。本章はまた、それらの取引に関係するすべての交渉にも適用される（ただし、輸出規制事項に関して、ビジネスを行なうための単なる予備的な照会若しくはオファー及びそれらに対するネガティブな応答については、適度に分別のある輸出者であれば、そのビジネスを行なうための照会又はオファーが、EAA、EAR 又はこれらに基づいて発行された命令、輸出許可若しくは認可の違反につながりそうだと考える取引を申し出るものでない限り、交渉にはあたらないものとする）。

(b) 本章の対象とする者

米国の管轄権に服する者であって、本節の (a) 項で定める取引に主体者又は代理人（運送業者を含む）として関与する者、及び、米国又は国外に在住する者であって、EAR の条項のもとで記録の作成及び保持を要求される者は、当該者により作成又は入手された本章の § 762.2 で定めるすべての記録を保管及び保持しなければならない。さらに、本章の § 762.7 で規定される方法で提出しなければならない。

§ 762.2 保管すべき記録**(a) 保管することを要求される記録**

本章の § 762 のもとに保管することが要求される記録には以下のものを含む：

- (1) EAR § 772 で定義されている輸出管理書類（ただし、SNAP-R システムにより BIS に電子的に書類提出を行っている当事者については、電子的に提出された書類のコピーを保管する必要はない）；
- (2) 覚書；
- (3) 備忘録；
- (4) 書簡；
- (5) 契約書；
- (6) 入札案内状；
- (7) 会計帳簿；
- (8) 財務記録；
- (9) 制限的取引慣行又はボイコットの証拠資料及び報告書；及び
- (10) 申請書が何らの措置もとらずに返送されるとの BIS からの通知書；申請書が拒絶されたとの BIS による通知書；貨物の番号分類又は暗号審査の請求に対し BIS が処理した結果についての BIS による通知書；並びに
- (11) 本章の § 762.1 (a) で定める種類の取引に関連するその他の記録であって、本章の § 762.1 (b) で定める者により作成又は入手されたもの。

(b) 記録保管についての参照条項

本節の (a) 項は、保管することが要求される記録を記述している。記録の保管を要求している或いは記録保管条項を含んでいる EAR の他の章、節又は付則 には、限定されるものではないが、以下のものが含まれる：

- (1) § 732.6、その他の要求事項についての手順；

- (2) § 734.4(g) de minimis の計算 (方法) ;
- (3) § 736、一般禁止事項 ;
- (4) § 740.1 (許可例外の) 序文 ;
- (5) § 740.9(a)(3)(i)(B)、職業用具 : 米国人による技術の一時的な輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) (TMP) ;
- (6) § 740.10(c)、部品及び装置のサービス及び交換 (RPL) ;
- (7) § 740.11(b)(2)(iii) 及び (iv)、米国政府の省庁又は機関のために又はこれらに代わって行われる輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) 並びに米国国防総省の指示で輸出される品目 (GOV) ;
- (8) § 740.12、人道的寄贈品 (GFT) ;
- (9) § 740.13(h)、規制されない技術及びソフトウェア (TSU) ;
- (10) § 740.20(g)、“600 シリーズ”の最終品目に対する許可例外 STA の適格性請求への回答 (STA) ;
- (11) § 743.1 ワッセナー報告 ;
- (12) § 743.2 高性能コンピュータ ;
- (13) § 743.4(c)(1) 及び (c)(2)、通常武器の報告 ;
- (14) § 745.1 年次報告 ;
- (15) § 745.2 最終用途証明書 ;
- (16) § 746.3 イラク ;
- (17) [Reserved] ~~§ 747 イラク復興特別輸出許可~~ ;
- (18) § 748.1(d)(2)、書面による申請、届出又は請求を提出することの認可要請の手続き ;
- (19) § 748.4(b)、輸出許可申請に関係している当事者の開示及び委任状 ;
- (20) § 748.6 輸出許可申請書についての一般的指示 ;
- (21) § 748.9、輸出許可申請書の添付書類 ;
- (22) § 748.10 PRC 最終需要者申告書 ;
- (23) § 748.11 最終荷受人・購入者申告書 ;
- (24) § 748.12 小火器条約 (FC) 輸入証明書 ;
- (25) [Reserved]
- (26) § 748 付則 2 の (c)(2) 項、セキュリティセーフガード計画要求事項 ;
- (27) § 750.7 輸出許可証の発行及び条件の書面による承諾書 ;
- (28) § 750.8 輸出許可の取消し又は停止 ;
- (29) § 750.9 副本の輸出許可証 ;
- (30) § 750.10 輸出許可証の譲渡 ;
- (31) ~ (38) [Reserved]
- (39) [Reserved]
- (40) § 754.4 未加工のウェスタンレッドシーダー [ベイスギ] ;
- (41) § 758.1 及び § 758.2 自動輸出システム記録 ;
- (42) § 758.1(h) 代理人の権限の記録及び証明 ;
- (43) § 758.3(b)、ルーティッド輸出取引 ;
- (44) § 758.6 仕向地規制文 ;
- (45) 報告要求事項 ;
- (46) § 762.2 保管すべき記録 ;
- (47) § 764.2 違反 ;
- (48) § 764.5 自発的な自己開示 ; ~~並びに~~
- (49) § 766.10 召喚状 ;
- (50) § 772.2、“特別に設計された”の定義、(b)(4)、(b)(5)、及び (b)(6) 項の注 ;
- (51) § 740.20 許可例外 STA の (c)(1) 項の注、BIS 又は DDTC の輸出許可証での事前認可 (STA) ;
- (52) § 744.15(b)、複数の輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) に対して生成されたすべてのログ又は記録の他に UVL の申告書 ;
- (53) § 750.7(c)(2)、アドバイザリーオピニオン請求による名称変更の届出 ; ~~並びに~~
- (54) § 748.13、特定の香港の輸入及び輸出 ; ~~並びに~~
- (55) ~~§ 744 Supplement No. 7、一時的な一般輸出許可適合証明書。~~

(55) § 744 Supplement No. 7、一時的な一般輸出許可適合証明書及び本章の § 744 付則 7 の (d) 項のもとに必要とされるログ又はその他の記録（適合証明書を立証するのに必要な追加の補足資料を含む）。

(c) 特別な記録保管要求事項

(1) リビア

EAR 対象品目のリビアへの輸出について財務省海外資産管理局 (OFAC) により与えられた特定の輸出許可を受けた者は、この特定の輸出許可に従ってリビアに輸送された当該品目の記録、及びいつ当該品目がリビアにおける通常の使用の中で消費又は破壊されたか、BIS の追加承認を必要としない第三国に再輸出されたか、或いは米国に返送されたかの記録を保持しなければならない。この要求事項は、2004 年 4 月 29 日現在、リビアへの輸出について EAR のもとでの輸出許可要求事項の対象となる品目のみに適用される。これらの記録には、以下の情報を含めなければならない：

- (i) 輸出日又は再輸出日及び関連する詳しい説明（輸送手段を含む）；
- (ii) 品目の説明（ECCN を含む）及び品目の米ドル価額；
- (iii) 品目が使用される予定のリビアにおける計画された最終用途及び場所の説明；
- (iv) 特定の OFAC の輸出許可を受けた者以外の当事者であって、その品目に対して一時的なアクセスが与えられる可能性がある者；並びに
- (v) その品目がリビアにおける通常の使用の中で消費若しくは破壊された場合、消費された日若しくは破壊された日、或いは BIS の追加承認を必要としない第三国に再輸出された日、若しくは米国に返送された日。

(2) [RESERVED]

§ 762.3 記録保管要求事項から免除された記録

(a) 次の種類の記録については、記録保管要求事項の規程から免除されることが決められた：

- (1) 輸出情報のページ；
- (2) 特定の輸出ファイルのリスト；
- (3) 運送会社からの便船記録；
- (4) 検査証；
- (5) 製品保証書；
- (6) 品質保証書；
- (7) 梱包材料証明書；
- (8) 商品品質証明書；
- (9) 事前協議の顧客への通知書；
- (10) 故障貨物補償状；
- (11) 財務諸表公開様式；
- (12) 財務諸表保有様式；
- (13) 輸出部品船積み問題様式；
- (14) 手形振出し番号記録；
- (15) 所要経費請求書の郵送記録；
- (16) 財務状況報告書；
- (17) 銀行の抵当権解除証書；
- (18) 小切手帳；
- (19) 手数料支払い控え；
- (20) 手数料支払い精算表；
- (21) 手数料支払い管理表；
- (22) 照合依頼様式；
- (23) 受取勘定訂正様式；
- (24) 照合依頼登録簿；
- (25) 手数料支払い印刷出力；
- (26) 技術料請求書；
- (27) 外国税領収書；

- (28) 顧客別信用状況；
- (29) 輸出先顧客コード依頼様式；
- (30) 資金受領通知；
- (31) エスカレーター方式による売買価格調整進展様式；
- (32) 概算見積書；
- (33) 仕入れ注文書総覧様式；
- (34) 延長提案書；
- (35) 輸出顧客への資金提案；及び
- (36) 販売概要。

(b) [RESERVED]

§ 762.4 要求される記録原本

規制対象者は、記録の複写に関連する本章の § 762.5 のすべての条件を満たさない限り、受領又は作成した形態で、原本の記録を保持しなければならない。原本の記録が本章の § 762.5 で定める明瞭性及び読みやすさの基準を満たさない場合であって、規制対象者が、EAR の記録保管要求事項を満たすために当該記録に依存しようとする場合、原本の記録を保管しなければならない。BIS が SNAP.R の当事者に交付する文書に関して、当事者が所有するソフトウェアを用いて当該文書を読み出し可能とするフォーマットで電子的に保管されたコピー、又は当該文書を漏れなく紙に印刷したもののいずれも、本節でいうところの原本の記録であるとみなされる。

§ 762.5 原本記録の複製

- (a) 規制対象者は、本節の (b) 項のすべての要件を満たす場合、原本の記録の代わりに複製を保持することができる。
- (b) 本章の § 762.2 で要求される記録を保持するため、本章の § 762.1 で定める規制対象者は、原本の記録を、紙面、マイクロフィルム、又は電子的なデジタル記録技術のいずれかで、完全に、正確に、明瞭かつ永続的に複写する写真、写真複写、小型カメラ写真術、マイクロフィルム、自動アーカイブストレージ又はその他のプロセスを使用することができる。このプロセスは、すべてのシステムに適用されるべき次のすべての要求事項を満たさなければならない：
- (1) システムは、すべての記録を紙面の上に再生できなければならない。
 - (2) システムは、原本の記録（紙文書の表面及び裏面の両方を含む）のすべての記号、情報及びその他の特性を、読み取れる形式で記録し、かつ、再生できなければならない。
 - (3) ビューア、モニターに表示された場合、又は紙面で複写された場合、記録は高度の明瞭性及び判読性を示さなければならない。（本節でいうところの読みやすさ及び明瞭性とは、観る者が、1つの文字又は数字を、すべての他の文字又は数字を排除して明確かつ迅速に識別できる文字又は数字の品質を意味する。判読可能及び判読性は、一群の文字又は数字の、完結した言語又は数として認識される品質を意味する。）
 - (4) システムは当初のイメージ（紙の書類の表面及び裏面の両方を含む）を保存し、かつ、すべての変更（誰が変更し、何時変更されたのか）を記録しなければならない。この情報は、一度記録されたなら、その記録に対して全く変更できないような方法で保管されなければならない。
 - (5) 規制対象者は、システムの操作、使用及びメンテナンスの責任者を特定するための書面にした手順書を制定しなければならない。
 - (6) 規制対象者は、システムにおける記録の点検及び品質保証のための書面にした手順書を制定し、これらの手順書の履行を文書で証明しなければならない。
 - (7) システムは完結したものであって、かつ、本章により保管することを要求されたすべての記録を包含しなければならない、或いは規制対象者は、他の記録保管システムで保持されている同一取引に関連する記録について、相互関係を示し、識別し、検索する方法を備えていなければならない。
 - (8) 規制対象者は、記録及び他の情報が、どこで、いつ、誰によって、どの装置でシステムに入力されたかの記録を保持しなければならない。

(9) 輸出執行部、アンチボイコット順守部又は合法的な管轄権を有する他の機関により要請があり次第、規制対象者は、調査の場所において、記録、装置及び、必要に応じてシステム内の記録を検索し、読み取り、そして再生することに熟知している従事者を提供しなければならない。

(c) デジタル画像記録に基づくシステムに適用される要求事項

デジタル画像記録に基づくシステムについては、このシステムは、システム内のデジタル画像へのアクセスの容易性を備えていなければならない。取引の記録に関しては、制限的取引慣行又はボイコット要求又は要請に関係するものを含む。システムは、次の基準のいずれか一つに基づき、個々の取引に関連するすべての記録を検索し再生することができなければならない：

- (1) 取引当事者の名前；
- (2) 取引関係国；又は、
- (3) 原本に記載された文書参照番号。

(d) 写真プロセスに基づくシステムに適用される要求事項

写真、写真複写、又は小型カメラ写真プロセスに基づくシステムについては、規制対象者は、システム内の個々の記録を即座に検索できるような方法で整理されたシステムで、すべての記録の詳細な索引を維持しなければならない。

§ 762.6 保存期間

(a) 5年の保存期間

EARにより保管が義務付けられているすべての記録は、以下の時点のうちいちばん遅い時点から5年間保存しなければならない：

- (1) 記録に関係する取引に含まれる品目の米国から輸出した時点、若しくは EAR § 736.2 (b) (7) 及び § 744.6 で定める拡散が懸念される最終需要者に対して若しくはその最終需要者に代わって、融資、輸送若しくはその他の役務を提供した時点；
- (2) 当該品目の知られている再輸出、積替え若しくは転用を行った時点；
- (3) 公式に書面において若しくはその他の方法によって取引を終了した時点；又は
- (4) EAR § 760 で定める制限的取引慣行若しくはボイコットを含む取引に関係する記録の場合には、規制対象者がボイコット関連の要請若しくは要求を受けた時点。

(b) 記録の廃棄又は処分

産業安全保障局又はその他の政府機関が、特定の単一又は複数の記録について公式又は非公式に要求した場合、この単一又は複数の記録は、関係機関の書面での許可無しに廃棄又は処分してはならない。この禁止条項は、例え記録が本節の (a) 項で要求される期間を超えて保管されていたとしても、§ 764.5 (c) (4) (ii) に従って BIS に行われる自発的開示に関係する記録やその他の記録に適用される。

§ 762.7 記録の提示及び点検

(a) 米国内に居住する者

米国内に居住する者は、EAR の条項又はそれらのもとに発行された輸出許可、命令若しくは認可により保管することを義務付けられた記録を提示すること、並びに産業安全保障局、米国税関又はその他の米国政府機関の権限を与えられた機関、担当官又は職員に対し無料で或いは経費をかけずに、これらの機関、担当官又は職員が検査及び複写のためにこれらの記録を利用できるようにすることが求められる場合がある。輸出執行部及びアンチボイコット順守部は、このような要請への自発的な協力を奨励する。自発的な協力が得られそうにない場合、輸出執行部及びアンチボイコット順守部は、出頭し証言するか、帳簿、記録及びその他の書類を提示するよう当該者に要求する召喚状を発行する権限を与えられている。ある者が召喚状に従わない場合、商務省は召喚状を強制執行することを地方裁判所に申請することができる。

(b) 米国外に居住する者

米国外に居住する者であって、EAR の条項により又はそれらのもとに発行された許可、命令若しくは認

可により保管することを義務付けられた者は、産業安全保障局、米国税関若しくは外国の総領事館の権限を与えられた機関、担当官若しくは職員、又は米国政府のその他の公認の代理人による要請に応じて、これらの機関、担当官又は職員に対し無料で或いは経費をかけずに、保管することを要求されたすべての記録又は記録の複写を提示し、かつ、当該記録の点検及び複写が利用できるようにしなければならない。